

## 自主管理値を超過した場合について

自主管理値を設定している測定項目において超過があった場合、法令の基準を超過している場合を除いて、その都度、市に報告をする必要はありませんが、社内で原因調査及び改善を実施し、年に1度提出するおおた環境チャレンジレポートにその旨を記載します。

## おおた環境チャレンジ協定について詳しく

おおた環境チャレンジ協定について、詳しく知りたい又は締結に向けた協議を希望する場合は、下記連絡先にお問い合わせください。

### ○締結に向けた流れ



### ○現在公害防止協定を締結している場合

新たにおおた環境チャレンジ協定を締結した場合、公害防止協定については効力を失います。

～ 問い合わせ・相談窓口 ～

太田市役所 産業環境部 環境政策課

〒373-8718 太田市浜町2番35号

電話：0276-47-1893

## おおた環境チャレンジ協定について ～地球の未来をおおたから～



DECADE  
OF >>>  
ACTION



おおた環境チャレンジ協定の**新規締結事業者**を  
**募集**しています。

協定値による地域の公害防止から



自主管理による地球環境の保全へ

 **DECADE OF >>> ACTION**

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS 

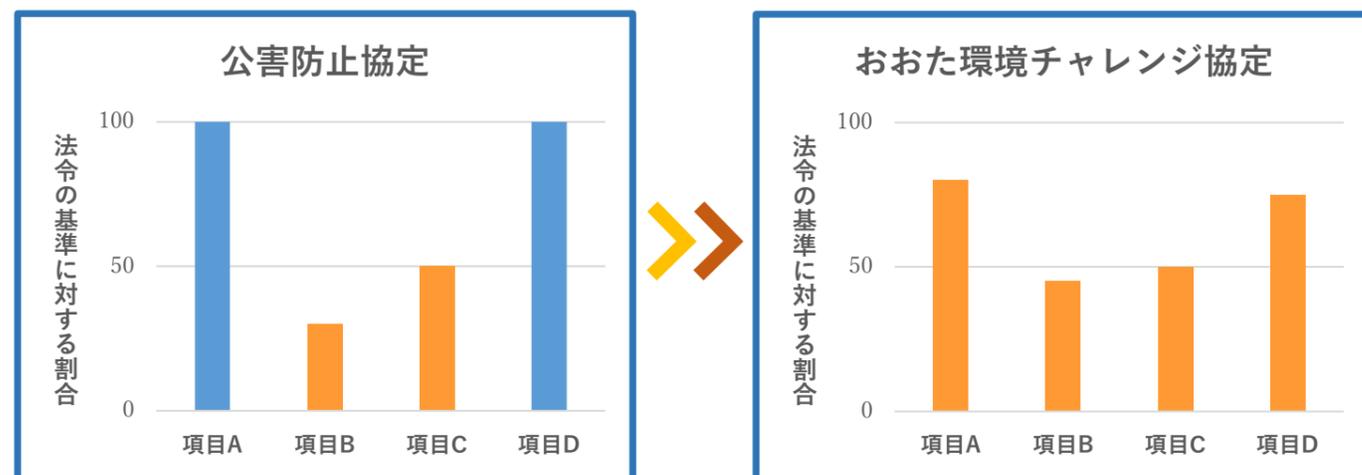
## おおた環境チャレンジ協定とは

企業の環境保全の取り組みを自主的かつ積極的に進め、太田市と企業が協働して持続可能な社会を実現させることを目的とした紳士協定です。公害関係に限らず、温暖化防止や省資源などの地球環境問題、マイクロプラスチックなどの新たな環境問題について自主管理値や行動計画を定め、全社的に組織された環境マネジメント組織により目標の達成に取り組む内容となっています。



## 太田市公害防止協定との違い

おおた環境チャレンジ協定では、協定値ではなく自社で設定する自主管理値や行動計画によって環境保全に取り組めます。



公害防止協定では限られた項目にのみ協定値が設定されていたのに対し、おおた環境チャレンジ協定ではすべての項目に自主管理値を設定することができます。この自主管理値は、法令の範囲内であれば、現在使用している公害防止設備で達成可能な値を柔軟に設定できることから、新たに締結をしやすくなっています。

## 取り組むべき項目



企業はこれらの項目について目標の達成に取り組んでいただきます。なお、事業に関連の無い項目については省略をすることができます。

## おおた環境チャレンジレポートの提出

環境保全活動の計画及び実績、自主管理値、各種測定結果等については、年に1回おおた環境チャレンジレポートにより、市に報告をします。



1年間の取り組み状況をとりとまとめ、**新年度の開始から3ヶ月以内**に市に提出をします。なお、年度の区切りについては企業によって異なる場合があることから、任意の時期を設定することができます。